ヘ　看取り加算の施設基準
当該診療所における夜間の看護職員の数が一以上であること。
ト　有床診療所療養病床入院基本料の注9に規定する厚生労働大臣が定める施設基準
当該診療所が、有床診療所入院基本料に係る病床及び有床診療所療養病床入院基本料に係る病床の双方を有していること。
チ　栄養管理実施加算の施設基準
①　当該保険医療機関内に、常勤の管理栄養士が一名以上配置されていること。
②　栄養管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。
(3)　有床診療所療養病床在宅復帰機能強化加算の施設基準
在宅復帰支援を行うにつき十分な実績等を有していること。
第七　削除
第八　入院基本料等加算の施設基準等
一　総合入院体制加算の施設基準
(1)　総合入院体制加算1の施設基準
イ　特定機能病院及び専門病院入院基本料を算定する病棟を有する病院以外の病院であること。
ロ　急性期医療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
ハ　病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。
ニ　急性期医療に係る実績を十分有していること。
ホ　当該保険医療機関の敷地内において喫煙が禁止されていること。
ヘ　地域包括ケア病棟入院料、地域包括ケア入院医療管理料又は療養病棟入院基本料に係る届出を行っていない保険医療機関であること。
ト　急性期の治療を要する精神疾患等に対する入院診療を行うにつき必要な体制及び実績を有していること。
チ　一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者を三割以上入院させる病棟であること。
リ　公益財団法人日本医療機能評価機構（平成七年七月二十七日に財団法人日本医療機能評価機構という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）等が行う医療機能評価を受けている病院又はこれに準ずる病院であること。
(2)　総合入院体制加算2の施設基準
イ　(1)のイ、ハ、ヘ、チ及びリを満たすものであること。
ロ　当該保険医療機関の屋内において喫煙が禁止されていること。
ハ　急性期医療を行うにつき必要な体制が整備されていること。
ニ　急性期医療に係る実績を相当程度有していること。
ホ　急性期の治療を要する精神疾患を有する患者等に対する診療を行うにつき必要な体制及び実績を有していること。
(3)　総合入院体制加算3の施設基準
イ　(1)のイ、ハ及びヘを満たすものであること。
ロ　(2)のロ及びハを満たすものであること。
ハ　急性期医療に係る実績を一定程度有していること。
ニ　急性期の治療を要する精神疾患を有する患者等に対する診療を行うにつき必要な体制又は実績を有していること。
ホ　一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者を二割七分以上入院させる病棟であること。
二から五まで　削除
六　臨床研修病院入院診療加算の施設基準
(1)　基幹型の施設基準
次のいずれかに該当すること。
イ　次のいずれにも該当する基幹型臨床研修病院（医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成十四年厚生労働省令第百五十八号）第三条第一号に規定する基幹型臨床研修病院をいう。）であること。
①　診療録管理体制加算に係る届出を行った保険医療機関であること。
②　研修医の診療録の記載について指導医が指導及び確認をする体制がとられていること。
③　その他臨床研修を行うにつき十分な体制が整備されていること。
ロ　次のいずれにも該当する基幹型相当大学病院（医師法第十六条の二第一項に規定する医学を履修する課程を置く大学に附属する病院のうち、他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院であって、当該臨床研修の管理を行うものをいう。以下同じ。）であること。
①　診療録管理体制加算に係る届出を行った保険医療機関であること。
②　研修医の診療録の記載について指導医が指導及び確認をする体制がとられていること。
③　その他臨床研修を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(2)　単独型又は管理型の施設基準
次のいずれかに該当すること。
イ　次のいずれにも該当する病院である単独型臨床研修施設（歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成十七年厚生労働省令第百三号）第三条第一号に規定する単独型臨床研修施設をいう。）又は病院である管理型臨床研修施設（同条第二号に規定する管理型臨床研修施設をいう。）であること。
①　診療録管理体制加算に係る届出を行った保険医療機関であること。
②　研修歯科医の診療録の記載について指導歯科医が指導及び確認をする体制がとられていること。
③　その他臨床研修を行うにつき十分な体制が整備されていること。
ロ　次のいずれにも該当する単独型相当大学病院（歯科医師法第十六条の二第一項に規定する歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科医業を行わないものを除く。）のうち、単独で又は歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令第三条第一号に規定する研修協力施設と共同して臨床研修を行う病院をいう。以下同じ。）又は管理型相当大学病院（歯科医師法第十六条の二第一項に規定する歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科医業を行わないものを除く。）のうち、他の施設と共同して臨床研修を行う病院（単独型相当大学病院を除く。）であって、当該臨床研修の管理を行うものをいう。以下同じ。）であること。
①　診療録管理体制加算に係る届出を行った保険医療機関であること。
②　研修歯科医の診療録の記載について指導歯科医が指導及び確認をする体制がとられていること。
③　その他臨床研修を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(3)　協力型の施設基準
次のいずれかに該当すること。
イ　次のいずれにも該当する協力型臨床研修病院（医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令第三条第二号に規定する協力型臨床研修病院をいう。）であること。
①　診療録管理体制加算に係る届出を行った保険医療機関であること。
②　研修医の診療録の記載について指導医が指導及び確認をする体制がとられていること。
③　その他臨床研修を行うにつき十分な体制が整備されていること。